

三鷹市学校給食調理業務プロポーザル募集要項

(公募型プロポーザル)

令和7年7月

三 鷹 市

<目 次>

1	候補者の募集	2
2	業務概要	2
3	経費	3
4	参加資格	3
5	募集要項等の配布	4
6	参加表明書の提出	4
7	現場見学会	4
8	質疑・回答	5
9	応募	5
10	審査	6
11	候補者決定	8
12	契約締結	8
13	情報公開	9
14	その他	9
	<日程表>	10

企画提案書様式集	別添
----------	----

三鷹市学校給食調理業務について、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するため、以下のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集する。

1 候補者の募集

委託を更新する6校とする。候補者の募集は、2区分に分けて行う。ただし、三鷹市内においては、1事業者あたり最大9校まで受託できるものとする。

応募 区分	学 校 名	所在地	令和8年度		備考
			調理見込 食数/日 (教職員 含む)	給食予定 回数/年 (※)	
区分1 (更新校)	にしみたか学園 (第二小学校 井口小学校 第二中学校)	三鷹市野崎3-19-1 三鷹市井口3-7-11 三鷹市野崎3-14-1	約930食 約680食 約640食	約200回	最長 5年
区分2 (更新校)	おおさわ学園 (大沢台小学校 羽沢小学校 第七中学校)	三鷹市大沢2-6-18 三鷹市大沢4-9-1 三鷹市大沢2-11-12	約450食 約450食 約370食	約200回	最長 5年

※給食実施日以外の勤務日がある。

2 業務概要

(1) 業務内容

- ア 食材料の検収
- イ 調理業務
- ウ 配缶・運搬業務
- エ 食器、食缶、調理機器の洗浄、消毒業務
- オ 残菜の処理（敷地内の所定の場所まで搬出）
- カ 施設・設備の清掃及び点検業務

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

契約は単年度とし、履行状況や衛生管理の状況等を確認のうえ、翌年度の見積金額も勘案し、引き続き契約するかどうかの判断を行う。引き続き契約を行う場合、最長でも通算5年目を終了した時点でプロポーザル等により委託事業者の更新を行う。

3 経費

企画提案書等との総合評価のため、必ずしも最低見積金額を提示した事業者を候補者と

して選定するものではない。

見積上限額を設定し、見積上限額を超える額を提示した者は失格とする。

提案のあった見積金額は契約締結に当たっての参考とするが、見積金額での契約締結を約するものではない。

また、本件は公正な価格競争を保つことを目的に最低制限価格を設定しており、これを下回る額を提示した者は失格とする。この最低制限価格は非公開とする。

学 校 名		見積上限額
にしみたか学園	第二小学校	43,445,000 円（消費税込）
	第二中学校	36,330,000 円（消費税込）
	井口小学校	34,100,000 円（消費税込）
おおさわ学園	羽沢小学校	27,280,000 円（消費税込）
	大沢台小学校	27,750,000 円（消費税込）
	第七中学校	27,540,000 円（消費税込）

4 参加資格

参加資格は、次に掲げる(1)～(3)の条件のいずれにも該当するものとする。応募資格の基準日は、令和7年7月1日とする。ただし、基準日から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠く事態が発生した場合には、失格とする。

- (1) 基準日において、公立小・中学校で、自校調理方式（親子方式含む。）による学校給食の調理業務を受託していること。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「三鷹市」、営業種目に「病院給食・学校給食」の登録がされていること。

ただし、次のいずれかに該当する者は、参加できないこととする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 三鷹市の競争入札における指名停止措置を受けている期間中の者

ウ 提案書受付期間において、経営不振の状態である者

破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第30条第1項に規定する更生手続の開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをしている者、手形又は小切手が不渡りになった者など。

エ 国税及び地方税を滞納している者（「法人税」と「消費税及び地方消費税」）

オ 事業者の役員若しくは使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

カ アからオまでに掲げるもののほか、三鷹市長又は三鷹市教育委員会教育長が特に不適当と認める事項に該当している者

- (3) 過去5年間のうち、食中毒等の発生により受託先の学校が給食自粛になったことや、その他の給食事業において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の全部若しくは一部の禁止、期間を定めた停止処分を受けていないこと。

5 募集要項等の配布

(1) 配布方法

三鷹市教育委員会事務局教育部学務課保健給食係（三鷹市教育センター1階）の窓口において配布する。

なお、募集要項については、三鷹市ホームページより閲覧、ダウンロード可。

(2) 配布期間

令和7年7月9日（水）から7月31日（木）まで（※土・日曜日、休日を除く）
8時30分から17時まで（12時から13時までを除く）

(3) 配布書類

- ア 三鷹市学校給食調理業務プロポーザル募集要項
- イ 三鷹市学校給食調理業務委託仕様書
- ウ 三鷹市学校給食調理業務プロポーザル様式集

6 参加表明書の提出

応募を予定している事業者は、参加表明書の提出をすること

(1) 日時

令和7年7月31日（木）17時まで

(2) 提出方法

公募型プロポーザル参加表明書（様式第6号）を三鷹市教育委員会事務局教育部学務課保健給食係に電子メールにより提出すること。

E-mail gakumu@city.mitaka.lg.jp

7 現場見学会

(1) 日時

更新1学園3校 令和7年8月22日（金）現地集合とする。各校40分見学

学校名		日時
にしみた か学園	第二小学校	9時25分集合 見学9時30分～10時10分
	第二中学校	10時40分集合 見学10時45分～11時25分
	井口小学校	11時40分集合 見学11時45分～12時25分

更新1学園3校 令和7年8月21日（木）現地集合とする。各校40分見学

学校名	日時
-----	----

おおさわ 学園	羽沢小学校	9 時 25 分集合 見学 9 時 30 分 ～10 時 10 分
	大沢台小学校	10 時 40 分集合 見学 10 時 45 分 ～11 時 25 分
	第七中学校	11 時 40 分集合 見学 11 時 45 分 ～12 時 25 分

(2) 人数

1 校 2 人まで

現場見学を希望する事業者のみとし、見学会不参加による不利益は受けない。

(3) 申込方法

令和 7 年 8 月 15 日（金）17 時までに現場見学会出席申込書（様式第 7 号）を三鷹市教育委員会事務局教育部学務課保健給食係に電子メールにより提出すること。

E-mail gakumu@city.mitaka.lg.jp

諸注意事項

- ・過去 1 か月以内の細菌検査結果報告書（写し可）を、当日提出すること。
- ・マスク・白衣・調理用帽子・厨房用履物・校舎内履物を用意すること。
- ・写真撮影は可とするが、撮影に際しては職員の指示に従うこと。
- ・学校敷地内への駐車は不可とする。
- ・現場見学会出席申込者がいないときは、現場見学会は行わない。

8 質疑・回答

(1) 質疑方法

募集要項等の内容に関する質問は、次の期間中に受け付けるので質疑応答書（様式第 5 号）に必要事項を記載のうえ、電子メールで送付すること。

E-mail gakumu@city.mitaka.lg.jp

(2) 質疑受付期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から 8 月 26 日（火）午後 5 時まで

(3) 回答方法

すべての質疑及び回答を、参加表明書を提出した全員に電子メールにて送付する。ただし、質疑を行った事業者名は開示しない。質疑及び回答は、本要項等の補足又は修正として取り扱う。

(4) 回答期日

令和 7 年 9 月 2 日（火）

9 応募

(1) 応募方法

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、提出物に必要事項を記載のうえ、応募期間内に三鷹市教育委員会事務局教育部学務課保健給食係まで持参すること。

なお、企画提案書は1者1提案とすること。

(2) 応募期間

令和7年9月4日（木）から5日（金）まで

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(3) 提出物

原本1部と書類によってはその写しを指定部数提出すること。

【注意事項】

- ・印字する用紙には、A4規格の「再生紙」を使用すること。上質紙以上の品質のものや中厚口以上の厚みのあるもの、光沢のあるものなどは使用しないこと。
- ・書類の留め具には、ホチキスやクリップといった最低限のものを使用すること。クリップ、アファイルなどは使用しないこと。

書類名	原本	写し	提出書式
事業者概要	1	16	様式第1号
事業者案内	1	16	パンフレット等
納税証明書（様式その3の3） ※「法人税」と「消費税及び地方消費税」 に未納がないことの証明	1	—	
商業登記簿謄本 ※全部事項証明書（謄本）で「現在事項証明書」であること	1	—	
財務諸表 過去3か年分 （貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書・株式資本等変動計算書）	1	3	
誓約書	1	—	様式第2号
見積書	1	—	様式第3号
企画提案書	1	16	様式第4号（第4号別表含む）
市政情報公開請求に関する提案書の取扱いについて	1	—	

10 審査

(1) 審査方法

ア 書類審査

本要項に定める「3 経費」及び「4 参加資格」に係る条件を満たし、各区分において提案内容の評価が高かった上位3事業者以内を書類審査合格とする。

審査結果の通知は、応募した者全員に対し、電子メールにより行う。

通知は、令和7年10月上旬を予定している。

イ プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

書類審査に合格した者から企画提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングによる審査（以下「プレゼンテーション等審査」という。）を実施する。

プレゼンテーションは 10 分、ヒアリングは 10 分程度とする。プロジェクター等の機器は使用しない。

出席者は 3 人以内とする。そのうち 1 人は三鷹市を管轄予定のエリアマネージャーとすること。

プレゼンテーション等審査は、令和 7 年 10 月下旬を予定している。

(2) 企画提案に係る評価の視点

～学校給食の基本的な考え方～

三鷹市の学校給食においては、自校調理方式を堅持し、その利点を活かしながら、学校給食を通じた食育の推進と給食内容の充実及び安全・衛生管理の徹底を図る。

■ 食育の推進

児童・生徒が生涯にわたって健康を維持していくために、学校給食を通して、食の大切さを知り、健康な生活を送るための自己管理能力を身につけられるよう、食育を推進する。

■ 給食内容の充実

児童・生徒の望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、献立内容の充実を図るとともに、楽しい雰囲気の中で食事を摂ることや食物アレルギーへのきめ細かな対応など、給食内容の充実を図る。

■ 安全・衛生管理の徹底

安全でおいしい学校給食が実施できるよう、安全・衛生管理の徹底を図る。

上記の三鷹市の学校給食の意義や特色を十分に理解し、学校給食の業務運営に実績があり、経営状態及び従業員の雇用が安定しており、調理技術、安全・衛生管理等の教育を積極的に行っている事業者を選定するため、次に定める選定基準に基づき評価する。

選定基準

ア 学校給食の充実と食育の推進

- (ア) 学校給食調理業務を受託するに当たっての基本方針とその実現に向けた取り組みが優れていること。
- (イ) 三鷹市の学校給食の基本的な考え方を十分に理解しており、児童・生徒とのふれあいを含め、食育推進の重要性を認識し、その目的達成に意欲的であること。
- (ウ) 学校長並びに学園の経営方針等を理解し、授業時間に合わせた給食提供、食に係る学校行事（学校休業日における学校行事を含む。）や多様な食事形態への対応

等に、積極的に取り組むこと。

イ 安全・衛生管理

- (ア) 安全・衛生管理の徹底を目的とした、研修・衛生管理指導等を実施できる体制が確立され、その取り組みが優れていること。
- (イ) 食中毒・異物混入等の予防対策、火災等の事故発生の予防と緊急時の危機管理体制が確立され、その取り組みが優れていること。
- (ウ) 従業員の健康管理（定期健康診断、細菌検査等）が確実に行われていること。
- (エ) 食物アレルギーに対応した給食を提供する体制が優れていること。

ウ 業務遂行能力

- (ア) 経営が安定しており、委託契約書や別に定める仕様書に基づき、業務を継続して安定的に履行する能力があること。
- (イ) 業務の指揮命令系統が確立されているとともに、業務責任者が教育委員会、学校長及び学校栄養職員とのコミュニケーションを十分にとり、指示事項を従業員に迅速かつ的確に伝達し、徹底することができること。
- (ウ) 学校給食調理業務の経験が豊富な正規従業員を、契約期間の年度内は継続して当該校に従事させ、非正規従業員（契約・パート）についても継続雇用を基本とすること。
- (エ) 従業員の教育指導又は訓練・研修体制等（配置前研修を含む。）が確立され、その取り組みが優れていること。
- (オ) 本社・拠点事業所のバックアップ体制が確立され、従業員の休暇等に即応して、代替従業員を確保、配置できること。

11 候補者決定

(1) 決定方法

提案内容、見積金額、経営状況を点数化して評価を行い、候補者を決定する。

(2) 結果通知

候補者となったか否かの通知は、プレゼンテーション等審査の参加者全員に対し、電子メールにより行う。

通知は、令和7年12月上旬を予定している。

なお、プレゼンテーション等審査の参加者の点数及び順位について、開示の請求があった場合には、他の事業者名が特定できない形での開示とする。

12 契約締結

- (1) 契約締結に当たっては、必要に応じ仕様書及び金額の精査を行った後、市において見積合せを行う。

なお、企画提案書は仕様書の補足又は修正として取り扱う。

- (2) 候補者は市から連絡があった後、市が指定する様式により見積書を提出し、市は見積

金額が予定価格以下のとき契約を締結する。

- (3) 候補者との契約に至らなかったときは、市は評価結果の高かった者から順に、(1)、(2)の手順により契約をすることができる。

13 情報公開

- (1) 提出された書類は、全て三鷹市情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
(2) 提出された企画提案書は審査以外には使用しないが、三鷹市情報公開条例に基づく市政情報として取り扱う。

今後、仮に企画提案書に対する情報公開請求が第三者からあった場合の提案者の意向として、「非公開」、「一部公開」、「全部公開」のいずれの意思表示をするか、企画提案書の提出時に所定の様式で提出すること。

市としては、当該回答に基づく対応を行うが、生命、身体安全等の公益上の必要等特別な事情がある場合は、回答にかかわらず公開することもある。

14 その他

- (1) 経費負担

プロポーザルへの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。また、プロポーザルが中止となった場合においても、参加者はプロポーザルへの参加に要した経費を市に請求することはできない。

- (2) 書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

受付期間終了後における書類の変更や追加は認めない。ただし、市から指示があったときはこの限りではない。

- (3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出された書類に虚偽の記載があった場合

イ 募集要項等示された提出条件等に適合しない場合

ウ 候補者決定に影響を与える不誠実な行為を行った場合

- (4) 辞退

応募後に辞退するときは、速やかに書面（任意様式）により、三鷹市教育委員会事務局教育部学務課保健給食係までその旨を通知する。

<日程表>

項目	期間又は期日
募集要項等配布	7月9日（水）～7月31日（木）
参加表明書提出期限	7月31日（木）
現場見学会	8月21日（木）、8月22日（金）
質疑受付	8月1日（金）～8月26日（火）
応募受付	9月4日（木）～9月5日（金）
書類審査（第一次選定委員会）	9月下旬
書類審査結果通知	10月上旬
プレゼンテーション等審査（第二次選定委員会）	10月下旬
総合評価（第三次選定委員会）	11月上旬
結果通知	12月上旬
契約締結	1月下旬
業務履行開始	4月1日（水）